

## 変更理由書

### むつ都市計画用途地域の変更（案）について

○むつ都市計画用途地域の変更する位置  
（別添総括図のとおり）

○むつ都市計画用途地域の変更する区域  
むつ市柳町三丁目の一部、大字田名部字前田の一部  
（別添計画図のとおり）

○むつ都市計画用途地域の変更する面積  
約 1. 3 h a

○変更理由

当該地区は平成20年1月に、都市計画法第21条の2の規定に基づく都市計画提案がなされ、都市計画マスタープラン等、市の上位計画との不整合は認められないこと、また、当該地区は、現在整備中である下北半島縦貫道路との結節点となる予定であり、交通利便性の向上が見込まれる地区であることから、周辺住民における消費生活の利便性向上を図るとともに、交通利便性の高さを活かした沿道サービス機能の立地を可能とする用途地域へ変更し、周辺の居住環境に配慮した快適で良好な市街地の形成を図るものである。